

高齢者を対象にした 肺炎球菌ワクチンの 定期接種^{※1}を実施しています。

※1 予防接種法に基づき市区町村が実施する定期の予防接種

肺炎球菌とは

肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。

肺炎はわが国の死亡原因の第5位となっています。また、日常的に生じる成人の肺炎のうち1/4～1/3は肺炎球菌が原因と考えられています。

定期接種の対象者は

主に65歳以上で裏面の生年月日に該当する方は、肺炎球菌ワクチンの定期接種を1回受けることができます。定期接種の対象となる方は毎年度異なるため、この機会を逃さないようにご注意ください^{※2}。

くわしくは裏面をご覧ください。

※2 過去に高齢者を対象にした肺炎球菌ワクチン〔23価肺炎球菌ワクチン(一般名:23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン、商品名:ニューモバックスNP)〕の接種を受けたことがある方は定期接種の対象となりません。



接種期限は 令和6年3月31日まで です。

- 対象者へ4月にご案内を郵送しました。(予診票が同封されています。) 接種を希望される方は、ご案内を確認の上、協力医療機関へ予約をしてください。
- 自己負担額:5,400円(公費負担された金額です。)

※2 回目以降は任意接種で全額自己負担になります。医療機関へご相談ください。

【お問合わせ】富津市健康づくり課(市役所2階) ☎0439-80-1268

高齢者を対象にした 肺炎球菌ワクチンの 定期接種を実施しています。



定期接種の対象者は毎年度異なるため、接種の機会を逃さないようご注意ください

2023(令和5)年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)は①もしくは②の方が定期接種の対象です。

対象者①(生年月日)

| 2023(令和5)年度に | |
|--------------|-----------------------|
| 65歳となる方 | 昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生 |
| 70歳となる方 | 昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生 |
| 75歳となる方 | 昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生 |
| 80歳となる方 | 昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生 |
| 85歳となる方 | 昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生 |
| 90歳となる方 | 昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生 |
| 95歳となる方 | 昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生 |
| 100歳となる方 | 大正12年4月2日生～大正13年4月1日生 |

対象者②

60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

※過去に高齢者を対象にした肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌ワクチン(一般名:23価肺炎球菌英膜ポリサッカライドワクチン、商品名:ニューモバックスNP))の接種を受けたことがある方は定期接種の対象となりません。

肺炎球菌ワクチンとは

肺炎球菌には90種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「23価肺炎球菌ワクチン(一般名:23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン、商品名:ニューモバックスNP)」は、そのうちの23種類の血清型を予防の対象としたワクチンです。この23種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症の原因の約6割～7割を占めるとい研究結果があります。

※侵襲性感染とは本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方

「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方は定期接種の対象とはなりません。また、「13価肺炎球菌ワクチン(一般名:沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン、商品名:プレベナー13)」は、2023(令和5)年4月1日時点では定期接種に使用できません。ただし「13価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある場合でも「23価肺炎球菌ワクチン」を定期接種することができます。

肺炎球菌ワクチンの接種後には副反応が生じることがあります

肺炎球菌ワクチンの接種後にみられる主な副反応には、接種部位の症状(痛み、赤み、腫れなど)、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。接種後に気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師にご相談ください。

予防接種健康被害救済制度について

定期的予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要な場合や生活が不自由になった場合(健康被害)は、法律に定められた救済制度(健康被害救済制度)があります。制度の利用を申しこむときは、お住まいの市町村にご相談ください(制度を利用するためには、一定の条件があります)。

※詳細は、厚生労働省HPをごらんください。「予防接種 救済制度」で検索できます。